

令和 4 年

司法統計年報概要版

2 刑事編

ANNUAL REPORT OF JUDICIAL STATISTICS

OVERVIEW VERSION

FOR

2022

VOLUME 2 CRIMINAL CASES

令和 5 年 8 月

AUGUST, 2023

最高裁判所事務総局

GENERAL SECRETARIAT, SUPREME COURT

本概要版は、令和4年中に全国の裁判所が取り扱った事件の裁判統計報告を集計整理し、収録した司法統計年報のうち、2刑事編の概要を記したものである。

## 第1 刑事事件等の全事件

令和4年の全裁判所における刑事事件等の新受総人員は、81万2872人であり、令和3年と比較すると3.8%の減少を示している（表1）。

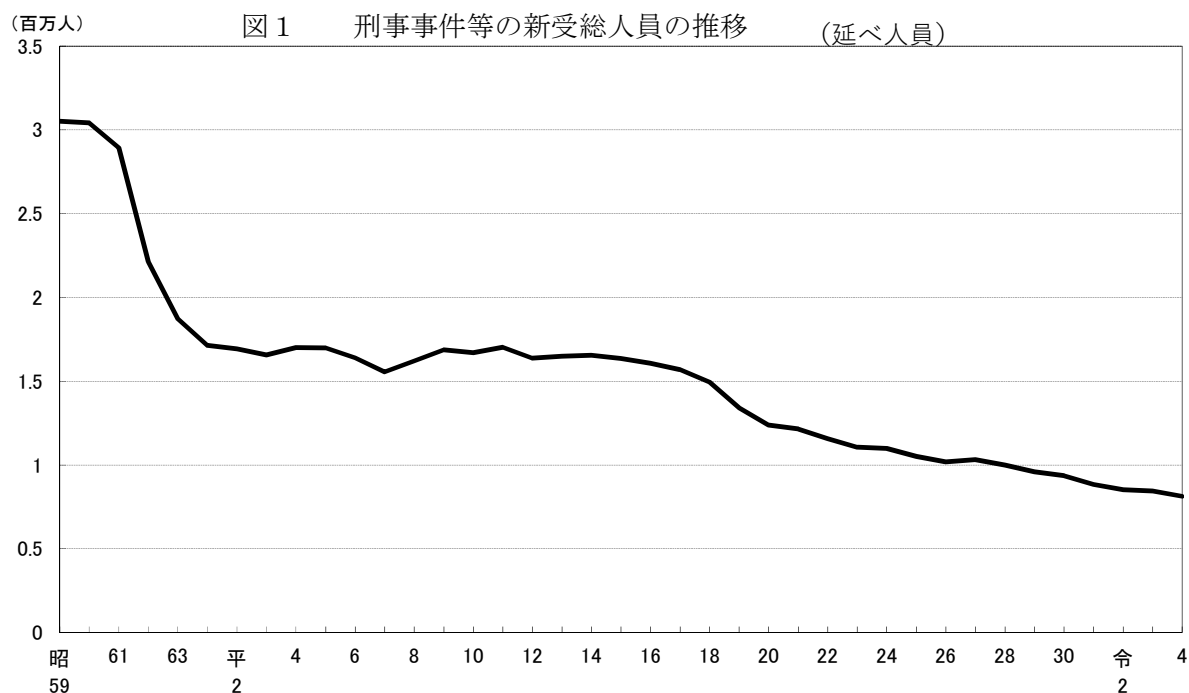
なお、昭和59年以降の新受総人員の推移は、図1のとおりである。

表1 刑事事件等の新受総人員の構成比及び前年比（延べ人員）

事件の種類	令和3年	構成比(%)	令和4年	構成比(%)	前年比(%)
総数	845 299	100.0	812 872	100.0	96.2
訴訟事件	75 931	9.0	68 881	8.5	90.7
略式事件	165 751	19.6	156 354	19.2	94.3
その他の事件	603 617	71.4	587 637	72.3	97.4

注1) 総数及びその他の事件には、医療観察事件の数値を含む。

注2) 訴訟事件とは、最高裁は上告、再上告、非常上告及び再審事件を、高裁は控訴、特別権限の第一審及び再審事件を、地裁は第一審及び再審事件を、簡裁は通常第一審及び再審事件をいう。



## 第2 刑事通常第一審事件

### 1 新受・既済・未済人員

#### (1) 簡易裁判所

令和4年の簡易裁判所における刑事通常第一審事件の新受人員は、2949人であり、令和3年と比較して、21.5%の減少を示している（表2）。

なお、新受人員の昭和59年以降の推移は図2、新受・既済・未済人員の最近5年間の推移は表2、図3のとおりである。

表2 簡裁の刑事通常第一審事件の最近5年間の推移（延べ人員）

年次	新受	(指数)	既済	未済
平成30	6 194	100	6 165	1 245
令和元	5 380	87	5 516	1 109
2	4 472	72	4 674	907
3	3 758	61	3 927	738
4	2 949	48	3 060	627

図2 簡易裁判所における刑事通常第一審事件の新受人員の推移（延べ人員）

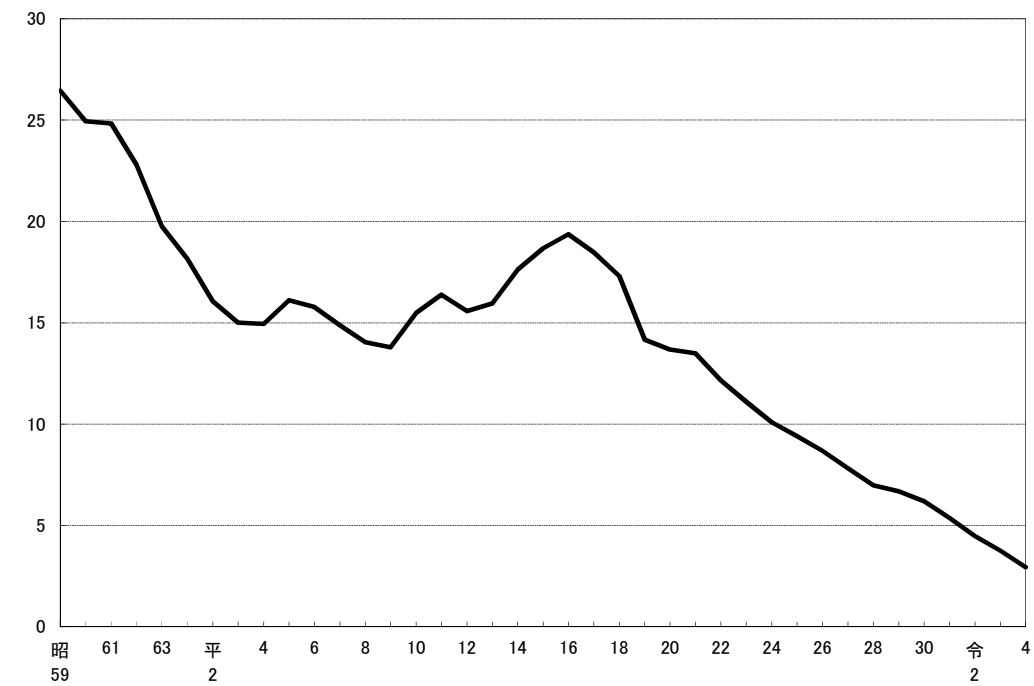
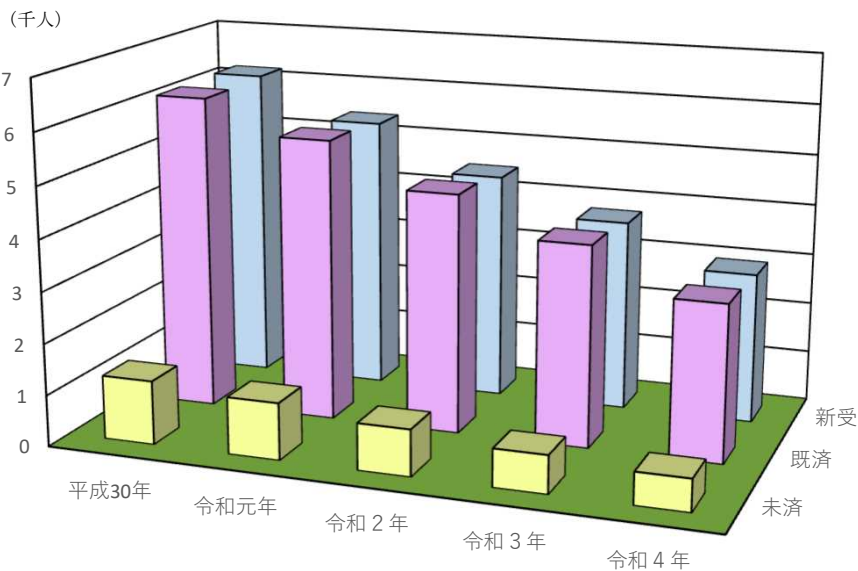


図3 簡裁の刑事通常第一審事件の新受・既済・未済人員の推移（延べ人員）



(2) 地方裁判所

令和4年の地方裁判所における刑事通常第一審事件の新受人員は、5万9503人であり、令和3年と比較して、8.7%の減少を示している（表3）。

なお、新受人員の昭和59年以降の推移は図4、新受・既済・未済人員の最近5年間の推移は表3、図5のとおりである。

表3 地裁の刑事通常第一審事件の最近5年間の推移（延べ人員）

年次	新受	(指数)	既済	未済
平成30	69 027	100	68 163	21 653
令和元	67 553	98	67 220	21 986
2	66 939	97	65 560	23 365
3	65 151	94	66 020	22 496
4	59 503	86	59 838	22 161

図4 地方裁判所における刑事通常第一審事件の新受人員の推移（延べ人員）

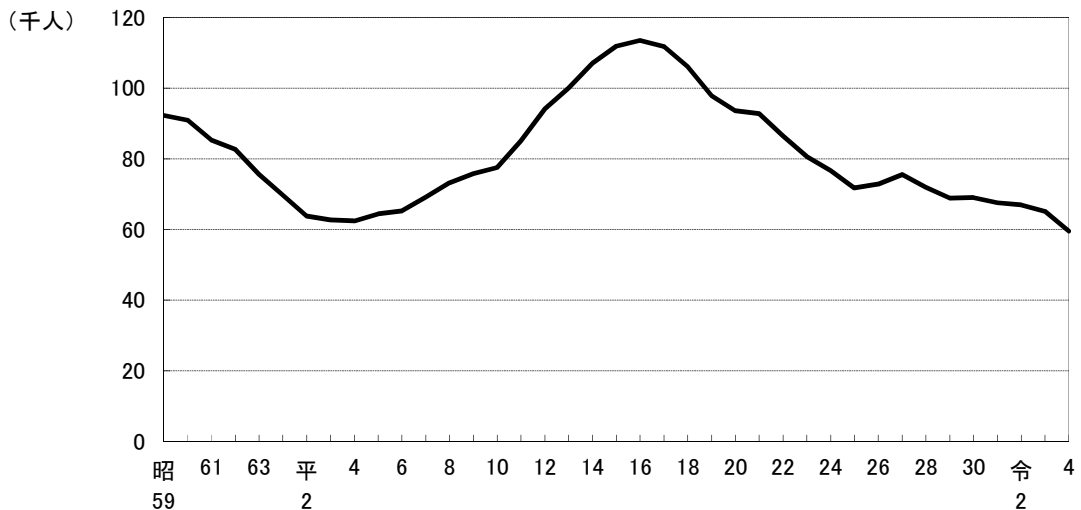
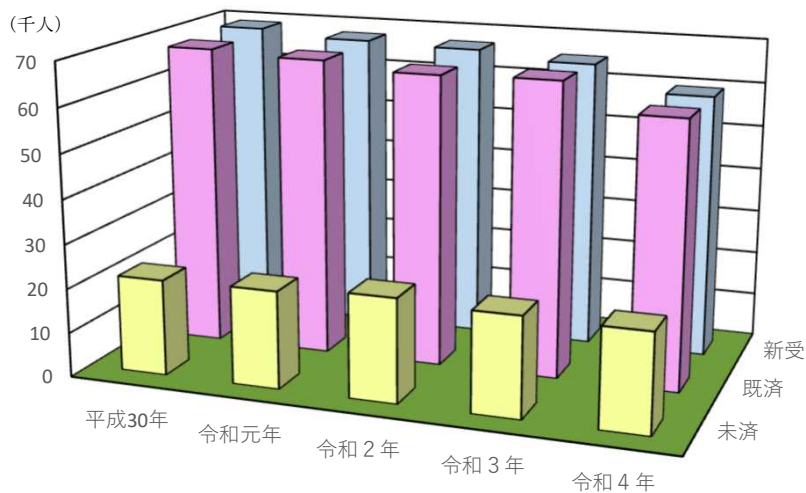


図5 地裁の刑事通常第一審事件の新受・既済・未済人員の推移（延べ人員）



## 2 平均審理期間

刑事通常第一審事件の既済事件の平均審理期間について、最近5年間の推移を見ると、令和4年は令和3年と比較して、全事件については、地方裁判所は0.1月長くなっている（表4）。

表4 刑事通常第一審事件の既済事件の平均審理期間

裁判所 区分 年次	簡 裁		地 裁				
	全事件	否認 事件	全事件	合議		単独	否認事件
				うち裁判員			
平成 30	2.2 月	6.2 月	3.3 月	8.5 月	10.1 月	2.9 月	9.2 月
令和 元	2.4	7.0	3.4	8.4	10.3	3.1	9.3
2	2.5	7.5	3.6	9.2	12.0	3.3	10.1
3	2.5	7.3	3.7	9.9	12.6	3.3	10.6
4	2.5	7.2	3.8	10.5	13.8	3.4	11.2

注1) 平均審理期間は次の階級区分により算出した。( )内は階級の代表値で月数を表す。

1月以内(0.5)、2月以内(1.5)、3月以内(2.5)、6月以内(4.5)、1年以内(9)、2年以内(18)、3年以内(30)、3年を超えるもの(60)の8区分

注2) 否認には一部否認及び黙秘を含む。

注3) 「うち裁判員」は、裁判員の参加する合議体で裁判がされたものである。

## 3 終局区分

令和4年の終局総人員は、令和3年と比較して、簡易裁判所では20.1%の減少、地方裁判所では9.5%の減少を示している（表5、表6）。

表5 簡裁の刑事通常第一審事件の終局区分（実人員）

終 局 区 分		令和3年	令和4年
終 局 総 人 員		3 291	2 629
うち刑法犯		2 988	2 351
うち特別法犯		303	278
有 罪	総 数	3 037	2 417
	うち全部執行猶予	1 717	1 400
	うち一部執行猶予	-	1
	懲 役	2 441	1 934
	罰 金	589	475
	拘 留	5	4
無 罪	科 料	2	4
	刑 の 免 除	-	-
	無 罪	3	3
	免 訴	-	-
公 訴 棄 却	(1)33	22	
管 轄 違 い	-	-	
取 下 げ	60	47	
移 送 そ の 他	158	140	

注) ( )内の数字は、判決によるもので、内数である。

表6 地裁の刑事通常第一審事件の終局区分（実人員）

終 局 区 分		令 和 3 年		令 和 4 年	
		総 数	うち裁判員	総 数	うち裁判員
終 局 総 人 員		46 735	904	42 278	738
うち刑法犯		23 446	766	21 877	647
うち特別法犯		23 289	138	20 401	91
有 罪	総 数	45 138	892	40 794	724
	うち全部執行猶予	27 571	163	24 999	138
	うち一部執行猶予	971	1	667	-
	死 刑	3	2	-	-
	無 期（懲・禁）	18	16	19	18
	有 期 懲 役	40 838	874	36 529	706
	有 期 禁 錮	2 621	-	2 635	-
	罰 金	1 658	-	1 611	-
	拘 留	-	-	-	-
	科 料	-	-	-	-
刑 の 免 除	-	-	-	-	
無 罪	88	9	66	12	
免 訴	-	-	1	-	
公 訴 棄 却	(3)174	-	(2)166	-	
管 轄 違 い	-	-	1	-	
取 下 げ	4	-	-	-	
移 送 そ の 他	1 331	3	1 250	2	

注1) ( )内の数字は、判決によるもので、内数である。

注2) 「うち裁判員」は、裁判員の参加する合議体で裁判がされた人員である。

注3) 「うち裁判員」の「移送その他」は、家裁への移送の人員である。

#### 4 外国人事件

令和4年の外国人の刑事通常第一審事件の有罪人員は、4077人であり、これを国籍別に見ると、ベトナムが29.6%、中国が18.0%、韓国・朝鮮が11.7%を占めている（図6）。

令和4年の刑事通常第一審事件について、通訳人が付いた外国人の有罪人員は、令和3年と比較すると、簡易裁判所では27.3%の増加、地方裁判所では16.0%の減少を示している（表7）。

図6 外国人の刑事通常第一審事件の国籍別の有罪人員(令和4年)

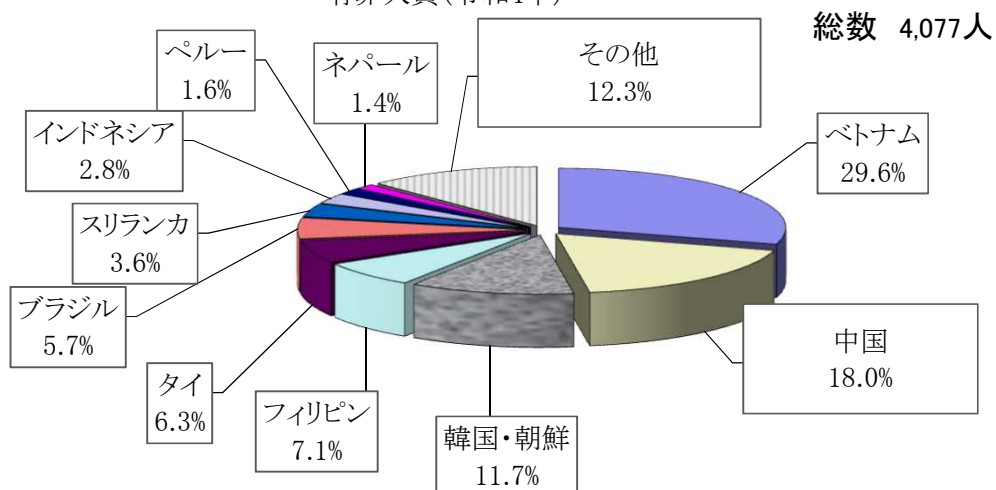


表7 刑事通常第一審事件において通訳人が付いた外国人の有罪人員

裁判所 区分 年次	簡 裁				地 裁			
	有 罪 人 員	う			有 罪 人 員	う		
		ち 外 国 人	う			ち 外 国 人	う	
			ち	通の 付 いた 人 員 (指数)			ち	通の 付 いた 人 員 (指数)
平成 30	4 768	93	55	100	48 507	4 418	3 657	100
令和 元	4 230	95	51	93	47 445	4 585	3 829	105
2	3 622	68	37	67	45 686	5 055	4 387	120
3	3 037	53	22	40	45 138	4 727	4 068	111
4	2 417	49	28	51	40 794	4 028	3 418	93

### 第 3 利用上の注意

- 1 数値は、特に断りのない限り全て人員である。

なお、刑事事件統計における事件の計上は、訴訟手続とも関連して、1被告人を1人に数える実人員による場合と、1被告人を数人に数える延べ人員による場合とがある。

- 2 「刑事事件等」とあるのは、医療観察事件（平成17年7月15日施行）を含むことを表す。

- 3 「通常第一審」とあるのは、通常の公判手続による事件のみを表す。
- 4 数値は、令和5年6月末日現在でそれまでに報告があった数値を基準に取りまとめたものである。
- 5 数値は、四捨五入していることがあるため、図表の割合が100%とならない場合がある。
- 6 数値は、司法統計年報の公表後、異同訂正が生じることがある。